

《研究ノート》

ローマ帝政期のギリシア系都市ペルゲにみる
解放奴隷のあり方とその変化

増 永 理 考

はじめに

古代ローマ人たちの社会は大規模な奴隷制に立脚していたことはよく知られていよう。相次ぐ戦争により彼らは自らの支配領域を拡張させていったが、生き残った敗者はしばしば奴隷としてローマ社会に取り込まれていった。すなわち、地中海全体にわたるローマの帝國的膨張は、同時にその領域における奴隷制の拡大をも意味したのである¹⁾。他方で、このようなローマ人の支配領域のなかには、彼らと同じく奴隷制の伝統を有するギリシア人たちが含まれていたことも忘れてはならない。

「ギリシア・ローマ」で一括されることの多い西洋古代の奴隷制だが、近年では、両社会の奴隷制をめぐる差異が解明されている。ローマ人の社会は、ギリシア社会とは異なり、奴隷関連の法体系を発展させつつ、奴隷身分から脱し自由を獲得した解放奴隷に、社会進出を可能とする市民権を付与するとともに²⁾、彼らローマ人は、ギリシア社会で自由人が担った教師や医師の職を奴隷に委ねていた³⁾。

ローマとギリシアの奴隷制の関係をめぐっては、N. Morley によると、イタリア以西ではローマ的奴隷制を通じて被支配共同体が変質していった一方、ローマ支配以前より伝統的に奴隷制を発達させていた東方ギリシア語圏では、ローマの影響はなかったという⁴⁾。また、ギリシア世界の奴隷解放を研究した R. Zelnick-Abramovitz は、ローマの影響を一部考慮に入れつつも、基本的にギリシア的な伝統の連続性を強調する傾向にある⁵⁾。このように、先行研究は、両社会の奴隷制を比較してきたのが、両者の影響関係やそれを踏まえた動態にまで議論を十分に展開させているわけではない⁶⁾。

ところで、特に奴隷にとって最大の希望であった解放に関して、ギリシア社会に比し、ローマ社会が市民権とともに解放奴隷の社会進出を容認していた点は、両社会における奴隷制の最も顕著な差異であった⁷⁾。両社会には奴隷解放に関するそれぞれの法があったのだが⁸⁾、ギリシア人のあいだでも、次第にローマ法に服したであろうローマ市民権保持者は増加し、それは、ローマ帝国の全自由人へローマ市民権付与する「アントニヌス勅令」(212年)で極に至る。さらに、ローマ帝政期では、ギリシア社会で活躍するローマ皇帝家の解放

奴隷の存在も多数確認される。以上を踏まえると、奴隷解放をはじめとして、両社会における各奴隷制の純然かつ持続的な併存は考えにくい。すなわち、ローマの奴隷制とギリシアのそれとを分かち、靜態的に理解するのではなく、むしろ両システムの交錯を踏まえた動態が考察されるべきである。

以上のような観点のもと、本稿では、筆者がこれまで研究対象としてきたローマ支配期のギリシア人社会における解放奴隷のあり方に焦点を当てたい。というのも、解放奴隷の状況は、先述の通り、ローマとギリシアで大きな差異があり、皇帝などの解放奴隷がギリシア社会で多数みられるようになるなか、ローマ期のギリシア都市で変化があったのか否かを検討することは、西洋古代世界における奴隷制の動態的理解にとって重要であると思われるからである。もちろん、ローマ期のギリシア人社会における解放奴隷については、度々言及されてきた。特に、皇帝領などにてエージェント的存在として、あるいは帝国官僚の下僚などとして皇帝の解放奴隷が活動していたことが指摘されているが⁹⁾、目立った事例が個別的に言及されるにとどまり、ローマの影響を念頭に置いた上で、都市ごとに年代を追って解放奴隷の動向が体系的に分析されることはこれまでなかったように思われる。

とりわけ本稿では、小アジア南岸パンフュリア地方のギリシア系都市ペルゲ（図1）をケーススタディとして、上記の問題に取り組みたい。ペルゲは中規模程度の都市ではあるが、後述のように、同市へ移住してきたイタリア系の人々が有力家系を形成し、彼らの貢献によって都市が大きく発展しているように、ローマの影響が比較的色濃い都市の一つに数えられる点は、上記の問題意識に適していよう。また、同市からは一定数の碑文史料が出土しているが、筆者は2024年8月に同市遺跡の発掘調査に参加し、その際、関連する碑文を可能な限り実見している。碑文テキストのみの分析に終始することなく、同市における解放奴隷の動向を跡づける上で重要となるだろう。

以下ではまず、ローマ支配期を中心とするペルゲの歴史的展開を簡単に確認したい。その上で、同市より出土した解放奴隷関連史料を網羅的かつ年代順に整理し、ローマの影響如何を踏まえた解放奴隷の動態を明らかにする。

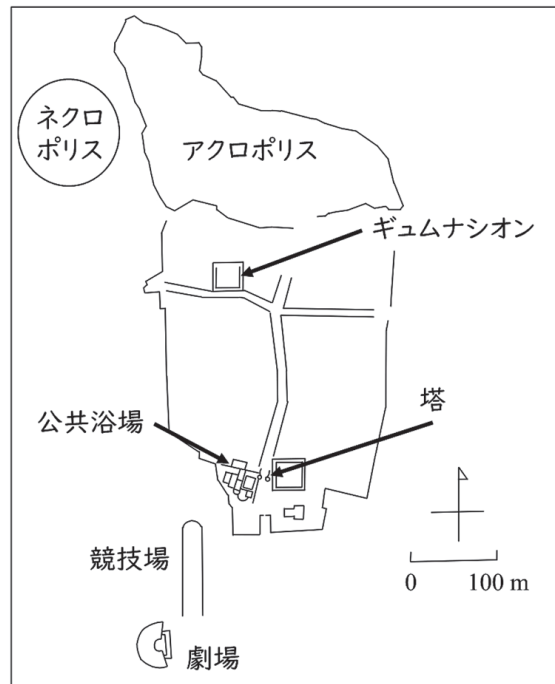


図1 ペルゲの都市プラン (I. Perge I. Tafel 1 をもとに筆者作成)

都市ペルゲの発展小史

小アジア南部、地中海に注ぐケストロス川の西部に位置するペルゲには、初期青銅器時代（前 3000 年ごろ）より人々が定住を始めたとされ¹⁰⁾、のちにアルテミス・ペルガイアとなる Wanassas Preia 女神信仰を基盤として発展していった¹¹⁾。紀元前後に活躍したストラボンが著した『地理誌』によれば、同市を中心とするパンフュリア地方の人々は、トロイア戦争後に、カルカスらに率いられてこの地にやって来たギリシア人植民者らを淵源に有するという¹²⁾。しかし、歴史的には前 7 世紀ごろ、ロドス人たちによる植民がおこなわれたようである¹³⁾。その後、前 5 世紀ごろにかけて「ギリシア化」が進行したが、ペルゲがアクロポリスを越えて南に位置する現在の都市域へと大きく拡大したのは、ヘレニズム期になってのことであった。ペルゲが属するパンフュリア地方は、アンティゴノス朝、セレウコス朝の支配下に相次いで置かれたが、前 3 世紀末までには防衛のため大規模な市壁が造営され、さらに、この市壁の南側には、両端に大規模な塔を備えた市門が設けられた¹⁴⁾。

こうしてヘレニズム期までに、都市の基本的な構造が整備されたペルゲは、ローマ帝政期にさらなる発展を経験する。イタリア系の人々が移住したことにより、前 1 世紀後半ごろから都市化が進行していき、紀元 2 世紀に入ると、同市は「ローマの平和」のもと、都市整備を最高潮へと至らしめる。まず、紀元 1 世紀半ばごろより、都市域の北部で建築事業が展開されるが、ここで活躍したのが、イタリアに起源を有するユリウス・コルヌトゥス家である。とりわけ、ネロ帝期からウェスパシアヌス帝期に活動したガイウス・ユリウス・コルヌ

トゥスは、都市の北に位置するギュムナシオンを整備したことが伝えられる¹⁵⁾。彼の息子とされる3人のうち、ガイウス・ユリウス・コルヌトゥス・テルトゥッルスは、彼の家系でただ一人元老院議員身分に達し¹⁶⁾、同じく息子のガイウス・ユリウス・コルヌトゥス・ブリュオニヌスは、ウェスパシアヌス帝期にペルゲで皇帝崇拝を確立させたように、ユリウス・コルヌトゥス家はローマ帝政期初めのペルゲにおいてきわめて重要な位置を占めていた。

このユリウス・コルヌトゥス家を基軸として、ペルゲにおける有力者はさらに拡大していく。フラウィウス朝期、同家系と何らかの親類関係に属すると考えられるグナエウス・ポストゥミウス・コルヌトゥスは、都市の南西に位置する公共浴場の整備に貢献するとともに、皇帝崇拝祭司を務めた人物であった¹⁷⁾。そして、ユリウス・コルヌトゥス家のさらなる躍進の転機となったのが、プランキウス家との結合である。元老院議員にして、ウェスパシアヌス帝期に、ビテュニア＝ポントゥス属州の総督も務めたマルクス・プランキウス・ウォルスは、1世紀ごろ、ペルゲにて劇場の整備に貢献したと考えられている¹⁸⁾。そして、彼には2人の子どもがいた。すなわち、ガイウス・プランキウス・ウォルスとプランキア・マグナであるが、後者は、先に言及したガイウス・ユリウス・コルヌトゥス・テルトゥッルスと結婚したのである。プランキアの母親も、アルメニアの王族家系に属していたことから¹⁹⁾、この婚姻は有力家系同士の注目すべき合併であった。プランキアの夫、ガイウス・ユリウス・コルヌトゥス・テルトゥッルスは元老院議員にまで出世したことは先に触れたが、ペルゲにとっては、このプランキア・マグナこそ重要な意味を持った。「デミウルゴス」や「アルテミスの祭司」など都市の要職を務め、「都市の娘」という称号を得ていた彼女は²⁰⁾、ハドリアヌス帝の治世に、ヘレニズム期に建設された、塔を伴う南門の北側に接続する円形の空間を整備し、ここに、皇帝家、伝説上の都市の創健者、そして自分たちの家系に属する人物の彫像、および碑文付きの台座を配置している²¹⁾。プランキアに加えて、同じくマルクス・プランキウス・ウォルスの子であるガイウス・プランキウス・ウォルスもまた、都市域南部の公共浴場の整備に関与していることが知られる²²⁾。およそ彼らの活動時期までに、都市ペルゲの景観を特徴づけるといってもよい南北にのびる大規模な街路——中央に水路が走り、左右には列柱を備える——も完成している²³⁾。

以上のようなイタリア系有力者の活躍により、ペルゲにおける都市整備事業は最盛期を迎える。3世紀末、ペルゲはパンフュリア地方の中心都市として、皇帝タキトゥスと特別な関係にあったことを示す碑文が出土しており²⁴⁾、この時期における同市の政治的プレゼンスの高さが窺えるものの、都市の物理的整備という点では、以後、目立った事業はみられなくなる²⁵⁾。5～6世紀、アクリポリスや都市南部におけるキリスト教的なバシリカの建設のように、都市の公共建築は若干の再興をみるが、都市景観の大規模改変にまで至るほどとはならなかった²⁶⁾。

ペルゲの解放奴隷をめぐる動態的分析

以上、ペルゲという都市そのものの動向を概観してきたが、ここからは本稿の主題として定めた解放奴隷の分析に移ろう。ペルゲがローマの支配下に入ってから、解放奴隷たちのありようはいかなる展開をみせるのであろうか。

ペルゲ出土の碑文史料を概観すると、解放奴隷関連のものは約 17 点確認される。顕彰碑文が 4 点、奉献碑文が 2 点、残り 11 点が墓碑であり、このうちおよその年代を推定可能なものは 5 点である²⁷⁾。これらの年代幅は、紀元 1 世紀半ばごろから 3 世紀ごろとなっている。全体的に墓碑が多数を占めているが、とりわけこれら墓碑の年代同定は困難をきわめる。

ペルゲにおいて最も古い解放奴隷関連碑文は以下の顕彰碑文である。

ペ [ルゲ] 人の [民会] と評議会が、アウグストゥスの解放奴隷、クラウディコニオンで祭司を務めた [テ] イベリウス・[ク] ラウディウス・プロカムスを [称] えた。アウグストゥスたちへの敬虔さ、およびペルゲ人たちのもとでの慎み深い振る舞いゆえに²⁸⁾。

クラウディウス帝あるいはネロ帝の解放奴隷と推測される被顕彰者のティベリウス・クラウディウス・プロカムスは、元々、ペルゲの北東に位置するリュカオニアの都市クラウディコニオン（イコニオン）を本拠とする人物であったと思われる。皇帝の解放奴隷であり、なおかつ「アウグストゥスたちへの敬虔さ」が顕彰理由の一つになっていることから、彼はクラウディコニオンにて皇帝崇拝の祭司を務めていたと考えられるが、その後、どのようなかたちでペルゲに来訪したのか、あるいはペルゲにていかなる活動をおこなったのかは上記史料からは具体的に明らかではない。

なぜ、クラウディコニオンのプロカムスがペルゲで顕彰されているのであろうか。この顕彰碑文の年代は、クラウディウス帝期からウェスパシアヌス帝期と推定されているが²⁹⁾、この時期とその後のペルゲの状況に手がかりを求めてみたい。当該期、ペルゲではちょうど皇帝崇拝が確立していくことが他の碑文史料から窺える。クラウディウス帝もしくはネロ帝の治世より、皇帝に向けた奉献や顕彰を記した碑文が絶対数としては少ないながらも増え始めるが³⁰⁾、ウェスパシアヌス帝期に至り、先に述べたように、ガイウス・ユリウス・コルヌトゥス・ブリュオニウスが皇帝崇拝祭司として活動するとともに、ペルゲには「神殿管理都市」を意味する「ネオコロス」の称号が付与されている³¹⁾。このユリウス・コルヌトゥス家のブリュオニウスは、祭司としてペルゲのみならず他の都市でも顕彰されているが、その都市の一つが、皇帝の解放奴隷プロカムスが活動していたクラウディコニオンである³²⁾。

クラウ [ディコ] ニオン人の [民] 会が、ア [ウグス] トゥスたちの [祭] 司長にして、5年 [毎の] 大 [カエサ] レイア競技祭のアゴノテ [テス] にも任命され [た] ガイウス・ユ [リウス]・コルヌトゥス・ブリュオニ [ウス] を称え [た] ³³⁾。

このように、ウェスパシアヌス帝期にかけて、ペルゲで皇帝崇拜が推進されていき、その確立に重要な役割を担ったと思われるブリュオニウスは、ペルゲおよび同市以外の都市でその活動が認知されていた。その都市の一つにクラウディコニオンが含まれていることを踏まえるならば、ペルゲにおいて、皇帝の解放奴隷であり、皇帝崇拜祭司を務めていた可能性があるプロカムスが顕彰されていることは、ペルゲの碑文集を集成した S. Şahin が指摘するように ³⁴⁾、この皇帝崇拜を軸に理解することができよう。

ブリュオニウスあるいは彼が属するユリウス・コルヌトゥス家とプロカムスは何らかの関係を有していたと思われるが ³⁵⁾、具体的に両者のあいだにどのようなつながりがあったのか、どのような経緯でその関係が生まれたのかは不明である。だが、皇帝崇拜祭司としてのブリュオニウスが、同じ祭司だったかもしれないプロカムスの本拠である都市クラウディコニオンで称えられていることを考慮すると、プロカムスもまた、ペルゲにおける皇帝崇拜の構築に貢献したのではなかろうか。すなわち、ペルゲは都市における皇帝崇拜推進の一環として、ユリウス・コルヌトゥス家を通じて同市と関係を有していたプロカムスを顕彰する一方で、元皇帝の奴隷として、皇帝をめぐる事情を把握していたであろうプロカムスを通じて、ブリュオニウスが属するユリウス・コルヌトゥス家、あるいはペルゲ市自体が皇帝崇拜の整備を促進させていった、といった状況が推定されるのである。

本稿の主眼である解放奴隷のありように着目した場合、解放奴隷プロカムスに関しては、彼とその旧主人、すなわちローマ皇帝との関係が、ペルゲでは重要だったのであろう。他にも、ペルゲには皇帝の解放奴隷が存在していた。正確な年代同定は困難だが、フラウィウス朝期以降に属すると思われる皇帝の奴隷ティトゥス・フラウィウスは、「神託サイコロ」を「神君アウグストゥスたち」と並んで、アルテミス・ペルガイアに奉獻しており、皇帝の元奴隷が、皇帝を意識しつつも、ペルゲに対しても一定の貢献をはたしていることがわかる ³⁶⁾。また、ティトゥス・フラウィウスの事例よりもいっそう年代の推定が難しいが、皇帝の解放奴隷ウィクトルは、ペルゲの主神アルテミスに円柱を奉獻している ³⁷⁾。ラテン語で記された奉獻碑文で、皇帝への言及こそないが、アルテミス（ディアナ）への奉獻であることから、ウィクトルが何らかのかたちでペルゲに寄与していたと理解できるだろう。残念ながら、これらの事例において、皇帝との関係が具体的にどれほど機能していたのかはわからない。ティトゥス・フラウィウスやウィクトルはともかく、先のプロカムスに関しても、解放後にどれほど皇帝との関係を存続させていたかは判然としないが、少なくとも皇帝を元主人としていたからこそ、彼らは都市に貢献できていたはずである。また、年代が不明な史料も含めて、結果的に皇帝崇拜を確立させていった都市側からすれば、彼ら解放奴隷が有する皇帝と

の関係は重要であったに違いなく、たとえ解放奴隷の社会進出がオープンではないとされるギリシア都市であっても、やはり皇帝の奴隷は特殊な存在として理解するべきであろう。

さて、ペルゲにて次に解放奴隷が目立った活動が看取されるのは、2世紀前半のハドリアヌス帝期である。既述の通り、ペルゲでは、都市空間の整備に大きな貢献をなした善行者プランキア・マグナが活躍していた。彼女は、ユリウス・コルヌトゥス家のガイウス・ユリウス・コルヌトゥス・テルトゥッルスと結婚し、都市の要職も歴任するなど、ペルゲで一大家系を形成し、その一員として活躍していた。イタリア系であり、都市の皇帝崇拜確立に資したユリウス・コルヌトゥス家に嫁いだからであろうか、彼女は都市南部の塔付近を整備する際、ペルゲの創建者に加えて、ラテン語・ギリシア語の二言語碑文とともに、ローマ皇帝の彫像も用意している³⁸⁾。

このプランキアには、少なくとも二人の解放奴隷がいた。その解放奴隷 M. プランキウス・ピウス、および M. プランキウス・アレクサンドロスには次のような彫像台座としての顕彰碑を残している。

[プランキア・マグナ、M. プランキウス・ウォルス] およびポリスの娘、王アレクサンドロスの従姉妹、C. ユリウス・コ[ル]ヌトゥス・テルトゥ[ッルスの]妻を、M. プランキウス・ピ[ウスが]自らの保[護者]として（称えた）³⁹⁾。

[プランキア・マグナ、M. プランキウス・ウォルスおよびポリスの娘、アルテミスの祭司]、2[度のデミウルゴ]ス、[母なる]神々の終[身祭司]、アウグス[トゥスたちの祭]司長を、M. プランキウス・ピウスが保護者として（称えた）⁴⁰⁾。

[プ]ランキア・マグナ、M. プランキ[ウス]・ウォルスおよびポリスの娘、アルテミスの祭司、3度のデミウルゴス、母なる神々の終身祭司、アウグストゥスたちの祭司長を、M. プランキウス・アレクサンドロスが保護者として（称えた）⁴¹⁾。

以上のうち、1番目の引用史料は同じものが2つ、ヘレニズム期の塔南部で、街路をはさんでほとんど向き合うかたちで発見されている（図2、3）。残り2つの引用史料はともに、プランキア・マグナによって整備された、塔の北に隣接する円形の空間の壁龕に設置されていた。解放奴隷ピウスとアレクサンドロスがそれぞれ個人的にプランキアを称えているが、ここで彼女は「女保護者 *πατρώνισσα*」と表現されている。まさにこの点が、彼らがプランキアの解放奴隷と推定される根拠となる。一般的に、都市などの「保護者」を意味するものとして「*πάτρων*」の語が用いられるが、数は少ないながらも、その女性版として「*πατρώνισσα*」も確認される。そのうち、3世紀初頭に属する、ピシディアのテルメッソス出土の碑文は、明確に解放奴隷がその旧主人を「女保護者 *πατρώνισσα*」と表現しているのである⁴²⁾。



図2 M. プランキウス・ピウスによる顕彰碑（2024年8月筆者撮影）



図3 M. プランキウス・ピウスによる顕彰碑（2024年8月筆者撮影）

既述の通り、プランキアが整備した塔に接する空間、その壁面に設けられた壁龕には、彼女自身や彼女の家族に関する彫像のみならず、皇帝やその妻、そしてストラボンも述べるカルカスをはじめとするペルゲの創建者の彫像が、刻文を有する台座とともに多数設置されており、ここは、ペルゲの過去と都市がまさに生きるローマ帝国という現実とが、プランキアもしくは彼女の家系を軸に交差する場所として、都市にとってきわめて重要な意義を有していたと考えられる⁴³⁾。このようななか、プランキアの二人の解放奴隷による彼女への顕彰碑文が含まれていたのである。彼らが直接都市に対して他にも何らかの善行をはたしていた痕跡は確認されず、また、彼らがペルゲの市民権を得ていたのかもわからないが、いずれにせよ、彼らが旧主人プランキアを顕彰し、その碑文が、プランキアが整備した都市にとって重要な空間や、そこに至る街路の両脇に配されているということは、彼ら解放奴隷は都市においてある程度人々の注目を集めることができたであろう。すなわち彼らは、旧主人への顕彰行為を通じて、解放奴隷としてペルゲにおいて一定の社会的地位を誇示することができたのである。この実現に際しては、プランキウス家がコルヌトゥスと姻戚関係にあったことを踏まえると、プランキアの2人の解放奴隷にとって、前世紀に活躍した、クラウディコニオンにおける皇帝の解放奴隷プロカムスが一つの行動モデルとして機能したのかもしれない。

このように、旧主人との持続的関係を示唆する解放奴隷に関する史料は、プランキアが活躍した時代以降の墓碑でも確認される。2世紀半ばごろに生きたと推定される解放奴隷ユニウス・アウグリヌスは、旧主人でローマの騎士でもあるA.ユニウス・パストルのために石棺を用意している⁴⁴⁾。さらに興味深いのは、ペルゲ西部のネクロポリスにおいて一際目立つ墓廟にて発見された一連の碑文である。主に2世紀後半から3世紀初頭にかけて形成された石棺群の一部に次のような碑文が残されている。

保護者アクィラの (τοῦ πατρωνος' Ακύλου) 承認に従って、これもまた C. ユ (リウス)・[ガ] ラテスに属する⁴⁵⁾。

「πατρων」の語が用いられていることから、この石棺の所有者とされるガラテスは、アクィラ、すなわちガイウス・ユリウス・アクィラの解放奴隷と推定されている⁴⁶⁾。ここでの承認は、おそらく墓域の所有権に関するものであり、解放奴隷と旧主人以上に両者がいかなる関係性を有していたかは不明だが、当該碑文は、少なくとも解放後も彼らの関係が持続していたことを証している⁴⁷⁾。

この墓域全体の形成をめぐる詳細は不明ながら、ガラテスが墓域の一画に自身とその家族のための石棺を設けていることは確実である。上記引用史料が記された石棺とは別のものに次のような碑文が残されている。

生前、C. ユリウス・ガラテスが、自分自身、伴侶のユリア・タッルサ、そして彼女とのあいだにもうけた子どもたちのためにこの石棺を（用意した）⁴⁸⁾。

これは、ペルゲにおける解放奴隷のあり方の動態を考える上で注目に値すると筆者は考える。というのも、特に皇帝の解放奴隷というわけでもないガラテスは、都市における土地の所有を伴う上記の顕著な墓廟の造営により、より直接的に自らの権勢を誇示しているからである。2世紀前半、プランキアの2人の解放奴隷に関していえば、自発的であれ何らかの強制力がはたらいているのであれ、あくまで彼らは旧主人のプランキアを称えているのであり、この関係が前提となっている以上、都市における自分たちの立場の誇示は副次的なものであったにすぎない。ところが、注目すべきことにガラテスは、とりわけ自らの石棺では自身が解放奴隷であることには触れていないのである。先に引用した、同じ墓域の別の石棺に彼が解放奴隷である情報が記されているから不要であると考えられた可能性もあるが、彼と彼自身の家族について詳細に記した碑文において、解放奴隷である情報が省略されているのはやや不自然に感じられる。むしろ、彼はその情報を省略するほどまでに、ペルゲの都市社会における他の自由人（有力者）に匹敵するほど、社会的進出をはたしていたと考えられないだろうか。

とはいえ、このような解放奴隷自身とその家族の都市空間の占有による社会的位置の強調は、当時のペルゲではまだ新規の傾向であったとも推測される。ガラテス自身、先の引用史料のように、旧主人のアクィラから墓域に関して何らかの許可を得たことを碑文として残していることから、都市ではまだ解放奴隷の独立した社会進出が十全に許容されていない状況を懸念して、自らの権限を保証しようとしている可能性があるだろう。すなわち、ガラテスが生きた時期のペルゲでは、解放奴隷が、あたかも自由人であるかのように、直接的に自らの社会的威信を誇示することを可能とする素地がまさに形成されつつあったのである。しかし、残念なことに、やはり史料の問題ゆえに、ガラテス以降、彼をモデルに解放奴隷がさらに市民として都市社会に包摂されていき、そのような事態が当たり前となっていくのか、あるいはガラテスが特殊で結局、これ以上解放奴隷の社会進出は特に進展しなかったのか、のちの展開について我々は知ることができない。

おわりに

R. Zelnick-Abramovitz の研究によれば、解放奴隷のあり方は、ローマの場合、解放後の市民権付与とともに、その後はパトロネジ関係のなかで旧主人との付き合いが継続するが、ギリシアにおける解放奴隷、特にしばしば ἀπελεύθερος と表現される解放奴隷は、完全な自由人というよりは、むしろ奴隷と自由人の中間的存在として、限定的な自由しか付与されなかった⁴⁹⁾。だからこそ、ローマとギリシアで、解放奴隷の社会進出のあり方に差が生じるの

である。しかしながら、彼女の研究では、共和政期から帝政期にかけて、ローマ人とギリシア人が邂逅し、混合するなかで、ギリシア人社会における解放奴隷のあり方が変容する可能性は十分に意識されておらず、ローマの解放奴隷とギリシアのそれは二項対立的に捉えられる傾向にある。

このような研究状況のなか、本稿でこれまで検討してきたペルゲの事例から何が指摘できるであろうか。ペルゲにおける解放奴隷をめぐる史料状況は全体的に乏しく、推測に基づかざるをえない部分も多い。それに加えて、ペルゲ市自体で確認される解放奴隷も ἀπελεύθερος の語が充てられているとはいえ、解放後の限定的な自由というギリシア的な解放奴隷のあり方が元々どれほどベースとして存在していたかも史料的に明らかではない。これらに留意しなければならないものの、ひとまずこれまでの分析をまとめておこう。

紀元1世紀後半、ペルゲでは皇帝崇拜発展の機運が高まっており、そのようななか、リュカオニアのクラウディコニオンで活動する皇帝の解放奴隷ティベリウス・クラウディウス・プロカムスがペルゲで顕彰されていた。ペルゲにおけるプロカムスの具体的貢献は明らかではないが、ペルゲで初めてと思われる皇帝崇拜祭司を輩出したユリウス・コルヌトゥス家との関係が示唆されることから、やはり解放奴隷プロカムスもまた、ペルゲにおける皇帝崇拜の推進に関与していた可能性は高い。そうであれば、プロカムスが有する皇帝という旧主人との関係が利用されたに違いない。その他、ペルゲでは年代が不詳ながら皇帝の解放奴隷の存在が確認されるが、彼らもまた、皇帝を旧主人とするからこそ、基本的に都市における解放奴隷としては特殊な立ち位置にあったと思われる。

さて、2世紀以降のペルゲでは、皇帝によって解放された元奴隷の確実な活動はみられないのだが、旧主人との関係という点では、いくつか興味深い碑文史料が確認された。2世紀における同市の最有力家系の一員であり、都市の顕著な善行者でもあったプランキア・マグナの解放奴隷たちが、旧主人の彼女を称える碑文を残していた。これが、ローマ的なパトロネジ関係に基づくのか、あるいは Zelnick-Abramovitz が指摘するような、半自由人として旧主人への従属関係が継続していたからなのかは不明だが、少なくとも彼らは、旧主人との関係をもとに、自らを顕彰主体とする碑文を残すことで、解放奴隷でありながら都市における自分たちの存在を公に強調することができたのである。

2世紀から3世紀にペルゲのネクロポリスにひととき大きな墓廟を造営したガラテスは、一部の石棺における碑文で自らが解放奴隷であることを明かしながらも、肝心の自らとその家族が埋葬されるところの墓碑では、その情報を省略していた。このことは、解放奴隷と自由人を隔てる境界を曖昧化させるほどに、ガラテスが都市における社会進出を実現させていたことを意味すると考えられるが、そのような解放奴隷の振る舞いは、ペルゲではまだ完全に受容されてはいなかったのだろう。ガラテスもまた旧主人との関係を持続させており、その旧主人の承認を自らの墓域の保証としていたのである。このガラテスと旧主人との関係は、彼がかつてローマ的な家系に仕えていたことに起因するのかわからないが、たとえそ

うであっても、よりいっそうローマ的な色の濃い家系に属するプランキアの解放奴隷たちが旧主人との関係を前提とする史料しか残していないことを踏まえると、少なくともプランキアの解放奴隷たち以上に、ガラテスは、解放奴隷として身分を明示しないほどに、ペルゲの自由人に同化しつつあったのではないだろうか。

2世紀から3世紀にかけてのペルゲにおける解放奴隷の動向は、1世紀後半、都市により顕彰されていたプロカムスに代表される皇帝の解放奴隷の活動に影響を受けているのかもしれない。もしそうであるならば、ローマ的な解放奴隷のあり方は、解放奴隷の社会的包摂を促すという点で、ペルゲの状況に一定の影響を及ぼしていたと考えることができよう。ペルゲ市自体の発展のなかで、そもそもイタリアに出自を有する有力者たちの影響が特に大きく、同市でギリシア的な解放奴隷のあり方が元来どれほど定着していたのか、依然未解決の点も残るが、少なくとも以上のようなローマ支配期の変化は指摘されうるだろう。ただし、こうした変化自体も決して急激なものではなく、ある程度時間をかけた緩やかなものである以上、ギリシア系都市における解放奴隷のあり方に対するローマの影響力については慎重に評価しなければならない。本稿ではペルゲの事例しか検討できておらず、同市に限ってもサンプル数が少なく、それぞれがその時々解放奴隷の地位を必ずしも代表していない可能性を完全には排除しきれていない。当然ながら、ローマ期のギリシア世界における奴隷制の総合的な理解のためには、質量ともにさらなる実証的研究が求められるが、本稿の分析結果を今後の一つの手がかりとしたい。

※ I would like to express my gratitude to Professor Dr. Sedef Çokay Kepçe for granting me permission to publish the photographs of the inscriptions from Perge that I took during the summer of 2024.

※ 史料や欧語文献の略称は、S. Hornblower and A. Spawforth (eds.), *The Oxford Classical Dictionary* 4th ed., Oxford, 2012、およびウェブサイト *L'année philologique* (<http://cpps.brepolis.net/aph/search.cfm?>) に掲載されているものに原則として従った。また、註において複数回言及される文献は、初出のものに限りその書誌情報をすべて表記するが、それ以降については【著者名（出版年）、ページ数】という形式で記す。

註

- 1) 弓削達『地中海世界とローマ帝国』岩波書店、1977年、特に161頁以下よれば、奴隷制支配へと傾きがちな地中海世界の「可能的奴隷社会」にあって、ローマの奴隷制は帝国における諸共同体の分解を促進する一方で、既存の奴隷社会を強化したという。しかし、この弓削の研究は理論的な検討に終始しており、本稿が対象とするギリシア世界をはじめとして、十分な実証研究までには至っていない。
- 2) 奴隷とローマ法に関しては、さしあたって J. F. Gardner, "Slavery and Roman Law", in K. Bradley and P. Cartledge (eds.), *The Cambridge World History of Slavery vol. 1: The Ancient Mediterranean World*, Cambridge and New York, 2011, 414-437 をみよ。また、近年の我が国では、五十君麻里子による解放奴隷とローマ法に関する一連の研究がある（例えば、五十君麻里子「庇護と自立のはざま——古典期ローマ法における解放奴隷と委任に関する一考察」『法政研究』89-3（2022年）、27-37）。解放奴隷への市民権付与については以下をみよ。K. Bradley, "Slavery in the Roman Republic",

- in Bradley and Cartledge (2011), 254; D. Lewis, "Slavery and Manumission", E. M. Harris and M. Caneparo (eds.), *The Oxford Handbook of Ancient Greek Law*, online publication, 2015, 11; P. Hunt, *Ancient Greek and Roman Slavery*, Hoboken, 2018, 123.
- 3) 小林雅夫「古典古代の奴隷医師について」『科学史研究』21 (1982 年)、49-56; 同「ローマ世界のねじれ現象——教師と医師の実態をめぐって」『地中海研究所紀要』1 (2003 年)、33-52。
- 4) N. Morley, "Slavery under the Principate", in Bradley and Cartledge (2011), 267.
- 5) R. Zelnick-Abramovitz, *Not Wholly Free: The Concept of Manumission and the Status of Manumitted Slaves in the Ancient Greek World*, Leiden, 2005; Id., *Taxing Freedom in Thessalian Manumission Inscriptions*, Leiden, 2013.
- 6) 伊藤貞夫「古代ギリシア史研究と奴隷制」『法制史研究』55 (2005 年)、135 は、フィンリーの議論 (M. I. Finley, *Economy and Society in Ancient Greece*, ed. by B. D. Shaw and R. P. Saller, London, 1981, esp. 116-166) を踏まえて、ローマ史やオリエント史をも含めた西洋古代奴隷制の比較史的研究の必要性を説いているが、近年ではそのような視点を取り入れた研究も現れつつある。西洋古代の奴隷制を総合的に扱ったものとしては、Hunt (2018) が新しいものの、ローマとギリシアそれぞれの奴隷制の影響如何については十分な議論は展開されていない。E. Bathrellou and K. Vlassopoulos, *Greek and Roman Slavery*, Hoboken, 2022 は、T. Wiedemann, *Greek and Roman Slavery*, London, 1981 以来、新たにギリシア、ローマ世界双方の奴隷制関連史料を集成しており、きわめて有益であるが、書物の性格もあり、史料の分析、解釈は乏しい。また、P. トーネマン (藤井千絵訳、藤井崇監修)『古代ローマ人は皇帝の夢を見たか——アルテミドロス『夢判断の書』を読む』白水社、2023 年 (原著 2020 年)、274-276 は、わずかながらローマとギリシアで異なる奴隷解放のあり方が併存していたことに触れている。
- 7) Hunt (2018), 118
- 8) Gardner (2011), 420f.; Zelnick-Abramovitz (2013), esp. 273-306; Lewis (2015).
- 9) 例えば以下を参照。D. Magie, *Roman Rule in Asia Minor to the End of the Third Century after Christ*, Princeton, 1950, 540, 568, 1327; S. Mitchell, *Anatolia: Land, Men, and Gods in Asia Minor, vol. 1: The Celts in Anatolia and the Impact of Roman Rule*, Oxford, 1993, 156-157, 161; A. Chaniotis, *Age of Conquests: The Greek World from Alexander to Hadrian*, London, 2018, 339-343 (A. ハニオティス (藤井崇訳)『アレクサンドロス以後——長いヘレニズムとギリシア世界』名古屋大学出版会、2024 年、291-294)。
- 10) H. Abbasoğlu, "The Founding of Perge and Its Development in the Hellenistic and Roman Periods", in D. Parrish (ed.), *Urbanism in Western Asia Minor: New Studies on Aphrodisias, Ephesos, Hierapolis, Pergamon, Perge, and Xanthos*, Portsmouth, 2001, 177.
- 11) Abbasoğlu (2001), 176. cf. *I. Perge* I. no. 1.
- 12) Strabo XIV.4.2. ストラボンは、パンフュリア人の起源として、2つの説を紹介している。すなわち、ヘロドトスの説ではカルカスとアンフィロコス率いる人々が、カリノスの説ではカルカスとモプソスに従った人々がこの地方にとどまったとされる。なお実際、ペルゲより出土した碑文からは、都市の創建者として、レオンテウスやマカオンのように、ストラボンの言及にない伝説的人物の名も知られる。*I. Perge* I. no. 101-107.
- 13) Abbasoğlu (2001), 177.
- 14) Abbasoğlu (2001), 177f.
- 15) A. Özdizbay, "Euergetists of Italic Origin in the City of Perge and Their Contributions to Urban Development", in O. Tekin, Ch. H. Roosevelt and E. Akyürek (eds.), *Philanthropy in Anatolia through Ages: The First International Suna & İnan Kıraç Symposium on Mediterranean Civilizations March 26-29, 2019 Antalya Proceedings*, Istanbul, 2020, 86. *I. Perge* I. no. 36-38.
- 16) N. Elkins, "The Career of Cornutus Tertullus and the Significance of Diana Planciana and the Temple of Artemis at Perge on Nerva's Coinage", *Memoirs of the American Academy in Rome* 68 (2023), 7-10 は、コルストゥス・テルトゥルスに関するトゥスクルム出土の碑文 (*CIL* XIV.2925 = *ILS* 1024) に基づき、ガイウス・ユリウス・コルストゥスは、証拠に欠けるものの、コルストゥス・

テルトゥッルスの実父というよりは養父ではないかと指摘する。なお、このコルヌトゥス・テルトゥッルスは小プリニウスの友人としても知られる。Plin. *Ep.* V.14.

- 17) Özdizbay (2020), 89. *I. Perge* I. no. 68.
- 18) Özdizbay (2020), 89. *I. Perge* I. no. 49. この劇場にやや先んじて競技場が建設されている。Abbasoğlu (2001), 183. マルクス・プランキウス・ウァルスについては、C. P. Jones, “The Plancii of Perge and Diana Planciana”, *HSPH* 80 (1976), 231-237 も参照。
- 19) *I. Perge* I. 110f., 115; Elkins (2023), 8.
- 20) *I. Perge* I. no. 117-118, 120-125.
- 21) *I. Perge* I. no. 89-99, 101-109.
- 22) Özdizbay (2020), 91. *I. Perge* I. no. 55.
- 23) Abbasoğlu (2001), 179.
- 24) Abbasoğlu (2001), 173-175. *I. Perge* II. no. 331.
- 25) Abbasoğlu (2001), 187.
- 26) Abbasoğlu (2001), 187f.
- 27) *I. Perge* I. no. 35; 122-124; 205; 239; II. no. 378; 385; 389; 390; 393; 409; 441; 466; A. Özdizbay and H. Şahin, “New Inscriptions from Perge 2: The Funerary Inscriptions of the Tomb Buildings Discovered in Parcel 169 of the Western Necropolis”, *Philia* 6 (2020), 120, No.1-3.
- 28) *I. Perge* I. no. 35.
- 29) *I. Perge* I. 51.
- 30) *I. Perge* I. no. 28, 31, 33, 37, 39.
- 31) *I. Perge* I. 56. 皇帝崇拜祭司としてのブリュオニウスについては *I. Perge* I. no. 44-45. なぜこの時期にベルゲにて皇帝崇拜が推進されたかについて、明確な証拠が残されているわけではないが、西に隣接するリュキアや、ベルゲ自体が属するパンフュリア州の動向が一つの背景として想定される。クラウディウス帝治世の43年、リュキアは内乱やそれに伴うローマ人殺害事件が原因して、属州化されるとともに、パンフュリア州に組み込まれた (Cass. Dio LX.17.3-4; Suet. *Claud.* 25.)。そしてリュキアは、ウェスパシアヌス帝期に、いったんは回復していた自由、もしくは何らかの特権を剥奪されている (Suet. *Vesp.* 8. cf. W. Eck, “Die Legaten von Lykien und Pamphylien unter Vespasian”, *ZPE* 6 (1970), 65-75)。この間、パンフュリアもガラティアに併合されていることから (*I. Perge* I. no. 24; Tac. *Hist.* II.9)、自属州や近隣属州の相次ぐ再編のなかで、ベルゲは帝国政府へ歩み寄り、自らの地位を安定化させようとしたのではないだろうか。
- 32) クラウディコニオン以外にも、ピシディアのコナネもブリュオニウスに対して同様の顕彰をおこなっており、そのことを伝える碑文がやはりベルゲから出土している。 *I. Perge* I. no. 34.
- 33) *I. Perge* I. no. 42.
- 34) *I. Perge* I. 51.
- 35) *I. Perge* II. no. 389. この墓碑には C. ユリウス・プロカムスなる人物の名がみられ、ユリウス・コルヌトゥス家とプロカムス一族の家族的關係構築の可能性が示唆される。
- 36) *I. Perge* I. no. 205.
- 37) *I. Perge* I. no. 239.
- 38) *I. Perge* I. no. 91-95.
- 39) *I. Perge* I. no. 122.
- 40) *I. Perge* I. no. 123.
- 41) *I. Perge* I. no. 124.
- 42) 解放奴隷による「女保護者 πατρώνισσα」の顕彰、あるいは彼女に向けた奉獻の事例として以下が確認される。 *IGR* III.966; *IGUR* II.1045; *SEG* LVII.1437.
- 43) Özdizbay (2020), 90.
- 44) *I. Perge* II. no. 409.
- 45) Özdizbay and Şahin (2020), 120, No.1.
- 46) Özdizbay and Şahin (2020), 121.

- 47) 他方で、年代を特定することはできないが、旧主人の側が血縁の家族に加えて、解放奴隷にも墓を用意するといった事例もある。*I. Perge* II. no. 378, 385, 441.
- 48) Özdizbay and Şahin (2020), 120, No.3.
- 49) Zelnick-Abramovitz (2005), esp. 335-344.